

# 平成 30 年度第 1 回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 22 日（水）14 時 00 分～14 時 50 分
- 2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 12 階 財政局会議室
- 3 出席者 審議会委員 5 名  
事務局 財政局 8 名  
参考人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1 名  
傍聴人 なし
- 4 諮 問 平成 31 年度特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問  
(諮問書を財政局長から審議会会長に手交)
- 5 議 題
  - (1) 公契約制度の運用状況等について
  - (2) 平成 31 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

## 6 議 事

### (1) 報告事項

#### ア 公契約制度の運用状況等について（公開）

平成 23 年度から平成 29 年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成 23 年度は 15 件（平均落札率 76.2%）、平成 24 年度は 29 件（平均落札率 86%）、平成 25 年度は 17 件（平均落札率 92.1%）であり、平成 23 年度から平成 25 年度までは工事が完了している。平成 26 年度は 15 件（平均落札率 97.9%）、平成 27 年度は 11 件（平均落札率 95.0%）、平成 28 年度は 17 件（平均落札率 94.5%）、平成 29 年度は 13 件（平均落札率 91.7%）であった。

特定業務委託契約については、平成 23 年度は 34 件、平成 24 年度は 184 件、平成 25 年度は 180 件、平成 26 年度は 186 件、平成 27 年度は 192 件、平成 28 年度は 209 件、平成 29 年度は 259 件であった。

平成 23 年度については、4 月 1 日契約について、公契約の適用がなかったため数が少なくなっている。平成 24 年度以降は全期間が対象となっており、概ね 180 件から 190 件程度で推移しているが、給食調理業務が追加された平成 28 年度から 200 件を超えて、平成 28 年度は 209 件、平成 29 年度は 259 件であった。

指定管理施設については、平成 29 年度は 211 施設が対象となっている。

特定業務委託契約については 259 件中 173 件の作業報酬台帳を審査確認済みであり、指定管理業務は、211 施設中 209 施設が審査確認済みとなっている。残りの作業報酬台帳については、審査調査中であり最終的な報告は、年度末の審議会で報告予定である。

審査確認済みの特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

## (2) 審議事項

### ア 平成 31 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

次回審議会（平成 30 年 8 月 24 日開催）まで継続審議とする。

## 7 その他

### (1) 公契約制度アンケート実施について

今年度は、特定業務委託契約についてアンケートを実施予定である。調査対象は、平成 30 年度に契約した特定業務委託契約のうちすべての業種を対象とする。

ただし、契約件数が 250 件以上であるため、全件を調査対象とすることは困難であることから、前回の特定工事請負契約を対象としたアンケート結果の回答率等を勘案し、調査対象を一定程度絞り込んだ上で実施する予定である。

今回のアンケートの特徴としては、前回の工事アンケートの集計結果を踏まえ、労働者用アンケートを記名形式としたことにある。

アンケートの配布・回収を年内に実施し、その後結果を集計し、集計作業の進捗状況にもよるが、来年 3 月に開催予定の作業報酬審議会の際に結果報告をする予定である。

## 8 閉 会

## 平成 30 年度第 2 回作業報酬審議会 摘録

1 日 時 平成 30 年 8 月 24 日（金） 14 時 00 分～14 時 30 分

2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 12 階 財政局会議室

3 出席者 審議会委員 5 名  
事務局 財政局 6 名  
参 考 人 なし  
傍 聴 人 なし

4 議 題 平成 31 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

5 審 議 平成 31 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

【答申】 全会一致で賛成 1,025 円

6 閉 会

閉会后、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交

# 平成 30 年度第 3 回作業報酬審議会 摘録

1 日 時 平成 31 年 3 月 19 日（火）10 時 00 分～11 時 10 分

2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 12 階 財政局会議室

3 出席者 審議会委員 5 名  
事務局 財政局 5 名  
参考人 建設緑政局技術監理課 1 名  
傍聴人 なし

4 諮 問 特定工事請負契約の作業報酬下限額の諮問  
(諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交)

5 議 題

- (1) 公契約制度の施行状況について
- (2) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について

6 議 事

(1) 報告事項

ア 公契約制度の施行状況について（公開）

平成 23 年度から平成 29 年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成 30 年度第 1 回作業報酬審議会において既に報告済である。

特定業務委託契約については、平成 30 年度第 1 回作業報酬審議会において中間集計値での報告となっていたが、数値が確定したので改めて報告する。

契約条例が改正された初年度である平成 23 年度は、4 月 1 日契約が含まれていないので 34 件に留まったが、24 年度以降は 180 件程度で推移し、平成 28 年度から対象業務に新たに「給食調理業務」が追加されたのが主な要因として、28 年度は前年度から 20 件ほど増えて合計が 209 件、29 年度は、さらに 50 件増え合計が 259 件となっている。

指定管理施設については、平成 29 年度は 211 施設が対象となっている。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約の施行状況において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

(2) 審議事項

ア 特定工事請負契約の作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条

例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

## 審 議

### 結 論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、平成31年3月から適用される公共工事設計労務単価の91%の額とすることを審議会として決定する。

## 7 その他

### (1) 公契約制度アンケートの実施結果について

昨年度、特定業務委託契約についてアンケートを実施した。調査対象は、アンケート実施期間中において履行中の公契約制度対象の委託契約案件から抽出した契約における受注者及び労働者である。

アンケート結果について、公契約制度の対象であること自体については、受注者はもとより労働者も80%以上が認識しており、一定の周知は図られていると考えられる。

下限額以上の支払いについては、「もらっていない」との回答はなかったことから、支払いについては適切に運用されていると見受けられる。

下限額については27%が「知らない」と回答していることや、申出制度についても32%が「知らない」と回答している。これは、「口頭による説明」で知った労働者が最も多く、受注者による回答でも「口頭による説明」が最も多くなっているアンケート結果からも、口頭による周知のみを実施している受注者がいる状況が推察され、下限額や申出制度など、制度のより具体的な内容が労働者に伝わっていないと考えられる。

労働者への周知に当たっては、条例ではポスター等の掲示または書面の交付による周知を定めており、周知方法について、今後とも書面により実施することについて指導及び徹底していく必要があると考えるので、受注者に対してだけでなく、業務所管課である市役所内の各課についても周知していきたい。

## 8 閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交